

中央大学 会計人会 会報

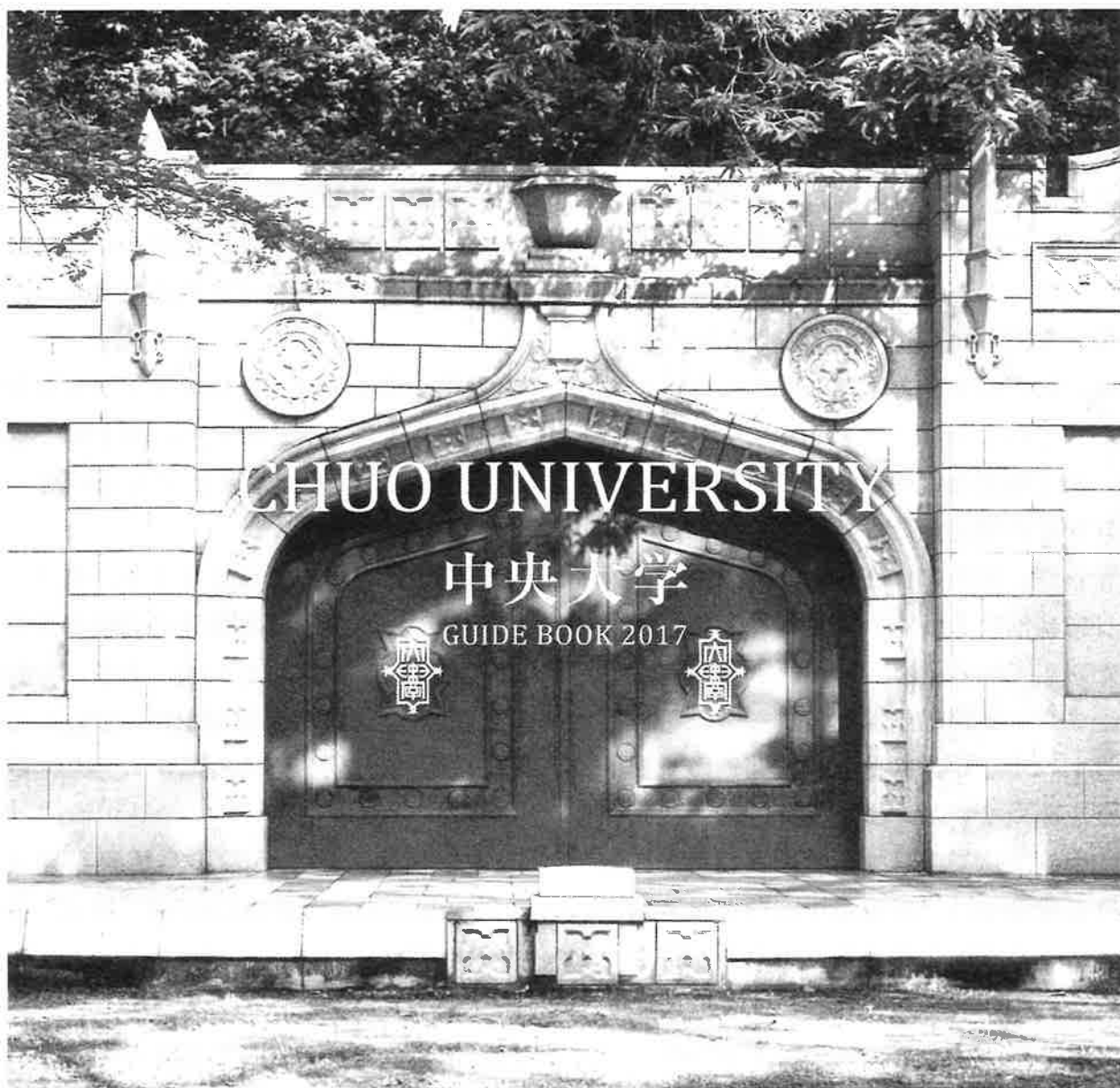
発行所 中央大学会計人会

〒116-0003 東京都荒川区南千住5-25-14

税理士法人 荻野会計事務所内

<http://chudai-kaikeijin.jp>

発行人 会長 荻野弘康



中央大学校歌

作詞 石川 道雄

作曲 坂本 良隆

一 草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつつ

栄ある歴史を承け伝う

ああ中央 われらが中央

中央の名よ光あれ

二 よしや嵐は荒ぶとも

揺るがぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめさすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああ中央 われらが中央

中央の名よ誉あれ

三 いざ起て友よ時は今

新しき世のあさぼらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展げゆく

ああ中央 われらが中央

中央の名よ栄あれ



人工知能の進化と士業の業務改善

～一士業ロボット時代を考える～

会 長 荻 野 弘 康

はじめに最近のメディア報道は、人工知能〔AI—ITなど〕関連の報道が連日の如く伝えられている。

囲碁ソフトでは、世界チャンピオンのイーセドル〔韓国〕がグーグルの囲碁ソフトに1勝4敗で敗れたとの報道は囲碁ファンには、いささかの衝撃を与えた。

ソロバンパチパチの時代から電子計算機、業務関連の多くのソフトから見れば、むしろ生身の人間が頑張ってきたのかもしれない。

人工知能などの進化は、自動車、パソコン等の製造業だけでなく士業関連の情報管理、現実に存在している人類全体の日常生活にも多くの飛躍的な利便性をもたらしている。

また、人口知能関連のツールは悪い奴〔ドロボー〕にも使われ、関連の犯罪は後を絶たない。——三井住友銀行大森支店副支店長のソフトの不正利用による巨額横領事件／将棋竜王戦の挑戦者ソフトの不正利用の疑い等々の事案が後をたたないのが現状である。

***税理士業界の対応〔タイムズ〕

種々のソフトは、税務、会計関連の業務改善〔情報の収集、管理、必要情報の検索等〕に友好に機能している。

計算機もなく、ワープロ無かった税理士、公認会計士の業務改善には、飛躍的な進化をもたらしている。〔計理士法／昭和2年 税理士代理人／昭和17年

税理士法、公認会計士法／昭和26年制定〕

税理士業務は税理士法の規定の如く、税務代理、税務相談、税務書類の作成、付随業務として会計業務、経営助言業務があり、平成13年改正では〔裁判所において補佐人となる制度の創設〕があり、税理士業務の職責はより明確になりつつある。

税理士業界では、今時のタイムズの原点である税法のデータベースを昭和59年12月1日〔1984年〕に立ち上げている。

事後今日まで業界はもとより、担当スタッフの熱意ある税務関連の判例から各種の膨大な税務情報を収集、蓄積、登録して登録会員の必要情報をキーワードで自由自在に検索できるシステムとして進化している。

***収録されている税務情報〔判決12,000弱 裁決4,000弱 通達、事例2 3,000超—204608〕

納税の義務は憲法の規定により、「国民は法律の定めるところにより納税の義務を負ふ—30条」とされており、「法定手続きの保障—31条」、「裁判を受ける権利—32条」等の基本規定があり、税理士は税法という専門法律家としての責務が課されているのである。

法人税の申告に於いては、〔一般に公正妥当と認められる会計処理の基準—1法

22条④] よることとされており、当該規定を基本として申告がなされているのである。

所得税、相続税、消費税、地方税などそれぞれ法的化され、申告、納税がなされ、申告内容によって税務調査が行われているのが現状である。

***税務調査における税理士の対応

各税法の規定により、概ね適正な申告が行われていると思われるが、案件や申告内容により税務調査が行われている。

法人税、所得税、相続税、消費税等申告内容につき、調査官により修正申告の対象項目の指摘され、明らかな間違い等に問題はないが、事実確認の誤認や国税庁の解釈通達〔概ね妥当ではあるが〕による税法本則の課税理念と異なる通達による修正申告の強要、職権による更正決定は、納税者の代理人税理士としては許容できない事案がある。

タイムズには、12,000に及ぶ税務訴訟の判決、4,000に近い裁決が全文収録されており、キーワードにより、自由自在に検索、ダウンロードが出来る。

具体例—修繕費—納税者勝訴—で検索でき／修繕費一部取り消しも同時に検索できる。

①弁護士が必要経費／弁護士会役員の交際費等〔一部取り消し〕

②ハズレ馬券、経費となる など多数の判例がある。〔東京高裁〔280421〕〕

タイムズは活用しましょう。

税務調査手続きについても、国税通則法の整備が図られているが、憲法の規定理念〔法定手続きの保証法31〕納税者権利憲章からみて、十分とはいえないので

さらなる改善を求めていかなければならない。

業務関連の多くのデータを収集し、分析し、専門家として適正な判断を行い、納税者の権利を擁護するのが税理士に課された職責使命である。

ロボットではとうてい不可能な専門分野である。

***法務、監査AI活用進む〔日経1010〕

公認会計士法の制定〔昭和26年〕以来、公認会計士が企業の会計監査のもとに適切な指導、助言を行い、第二次世界大戦〔19450815終戦〕により疲弊した日本経済の復興、復活に偉大な職責使命を果たしてきた。

近年グローバル化が進み、国際会計基準等の対応があるが全て適切に対応している。各士業それぞれ種々時代対応を求められる事件、事案が発生しているが、それぞれ業界は真摯に議論、検討してクライアント、国民の信頼を深めていかなければならないのである。

東芝粉飾決算〔*2〕については、経営者責任、監査法人質任についていくつかの訴訟が提起されており、法的判断については目下のところ不明であるが、いずれにしても制度的な信頼の維持、回復、強化に向けての対応が日本公認会計士協会はもとより、個々の公認会計士の職責使命にもとづく誠実な履行を確信し、期待している。

税務だけでなく法務や会計監査にも人工知能〔AI〕を活用する動きも広がり始めている。

あずさ監査法人は2014に設置した、

データ解析の専門部署「次世代監査技術研究室」でAIを企業の会計監査に活用する研究を始めている。

同法人では8月、顧客企業の取引データをコンピューターで全件チェックできる分析システムを導入しており、次世代システムにAIを組み込むことを目指しているという。〔日経28-10-10〕

人工知能の進化は、士業の業務に与える影響も種々報じられているが、「近い将来無くなる職業と残る職業」ーコンピュータデータの収集、加工、分析ー税務申告代行者ーなどなど*1であるが、税理士、公認会計士の業務も人工知能の進化により、データの収集、分析等

に多大の効率、能率化をもたらすこととなるが、それぞれの業務は収集、分析の案件関連の情報を重要な参考データとして専門家として判断業務を行い、精度のある職責使命を果たしていかなければならないのである。

税制の民主化、適正な監査、税務会計、経営助言等両士業の果たす役割は不減である。

参考書等

- *1〔人工知能は人間を超えるか／東京大学准教授 松尾 豊 角川〕
- *2〔東芝粉飾決算の原点／小笠原 啓 日経Bp〕



中央大学法曹会との交流会を開催

副 会 長 徳 重 寛 之

中間案に対する研修である。

第2部は、研修終了後に近くの居酒屋で懇親会を開催した。今回も当方の出席者が少ないので次回は是非大勢の方に参加していただきたい。参加人員は、会計人会12名、法曹会28でした。以下に中間試案の概要を掲載します。

民法（相続関係）等の改正に関する中間試案（概要）

法務省民事局 平成28年7月

審議の経過

平成27年2月 法務大臣による諮問
平成27年4月 部会による調査審議開始
平成28年6月 計13回の部会開催

去る9月14日（水）中央大学駿河台記念館に於いて第3回中央大学会計人会・中央大学法曹会交流会が開催された。第1部は、小峰健介弁護士による「民法（相続法）改正案のポイント」と題して研修会を開催した。民法は、明治以来の大改正の作業が進んでいる。今回のテーマは法制審議会民法（相続関係）部会が、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われるとの法務大臣の諮問に答え7月12日に「中間試案」を公表し9月末までのパブリックコメントが実施されている。その

平成28年7～9月末日 パブリックコメント

平成28年10月 部会による調査審議再開
評論の内容

第1 配偶者の居住権を保護するための 方策

1 短期居住権の新設

配偶者が、相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその建物（以下「居住建物」という。）を使用することができるようにする。

2 長期居住権の新設

配偶者が、居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認めることを内容とする法定の権利を創設し、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に長期居住権を取得させることができるようにする。

第2 遺産分割に関する見直し

1 配偶者の相続分の見直し

現行の法定相続分、一配偶者の貢献の反映が不十分との批判

（見直しの方向性についての2つの考え）

甲案 被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やすという考え方。

乙案 婚姻成立後、一定期間（例えば20年、30年）が経過した場合に、一定の要件（例えば当該夫婦の届出）のもとで、又は当然に、法定相続分を増やすという考え方。

2 その他の論点

可分債権の遺産分割における取扱いの見直し

第3 遺言制度に関する見直し

1 自筆証書遺言の方式緩和

財産の特定に関する事項については、自書でなくてもよいものとする。

2 自筆証書遺言の補完制度の創設（遺言保管機関を設ける）

第4 遺留分制度に関する見直し

遺留分権利者の権利行使によって、遺物又は贈与の目的物について当然に共有状態（物権的効果）が生ずることとされている現行の規律を改め、遺留分権利者の権利行使により、原則として金銭債権が発生することとする。

第5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の者が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができるようにする。





大学会計人会ゴルフコンペ

吉田 英一

団体戦は2位入賞、また個人戦ではハンデに恵まれなんと優勝しました。
母校の皆様に謹んでご報告申し上げます。

事業活動（全てに本会役員が参加しています）

- 平成28年4月1日 観桜会・研修会
 平成28年6月17日 平成27年度定期総会・研修会・正副会長・理事会
 平成28年7月5日 神奈川大学会計人宮陵会総会等
 平成28年7月6日 青学会計人会
 平成28年7月9日 税理士 稲門会総会等
 平成28年7月22日 専修大学会計人会総会等
 平成28年7月23日 税理士 三田会総会等
 平成28年7月30日 日本大学税理士桜門会総会等
 平成28年7月30日 駒沢大学会計人会総会等
 平成28年9月14日 法曹会との交流研修会（理事会）
 平成28年9月24日 法政大学会計人会
 平成28年10月3日 会計人会ゴルフ大会
 団体 準優勝
 個人 吉田英一会員優勝
 平成28年10月9日 全国高等学校珠算大会（白珠会主催）
 後援団体に参加
 平成28年10月18日 会計人会大学サミット（東京富士大学主催）
 平成28年10月23日 ホームカミングデイ

役員

●会長

荻野 弘康

●副会長（11名）

大江 晋也（東京）小池 正明（東京）
 鈴木 康二（東京）鈴木 康雄（東京）
 岩田 克夫（東京）石亀 邦俊（東京）
 高畑 公一（東京）坂田 純一（東京）
 徳重 寛之（東京）岩本 一志（東京）
 太田 賢治（愛知）

●理事（21名）（☆は常任理事）

☆荒木 慶幸（日本橋）
 ☆ハ木沢秀夫（足立）☆宮本 雄司（本所）
 ☆吉田 英一（荏原）☆若宮 正英（王子）
 ☆木村 正二（荒川）☆根岸 克巳（荒川）
 小野 浩道（渋谷）一ノ瀬由明（品川）
 安田 京子（日本橋）大藤 淑子（立川）
 大野 哲（板橋）大谷 義幸（大森）
 松本 憲人（神田）平川 茂（神田）
 佐久間 淳（中野）新居 之昌（麻布）
 富田 光彦（渋谷）塩沢 靖典（中野）
 平山 光洋（中野）小林 孝治（王子）

●会計監査（2名）

佐藤 博司（荒川）小森 輝於（渋谷）

●顧問（3名）

富岡 幸雄（名誉教授）
 大淵 博義（名誉教授）平川 忠雄（神田）

●相談役（8名）

岡崎 和雄（東京）山田淳一郎（東京）
 金子 圭賢（東京）佐藤 寛（東京）
 松原 弘明（福岡）朝倉 文彦（神奈川）
 岩本 俊雄（熊本）小林 健彦（栃木）

